空中線設備																		
通信衛星設備																		
端末設備																		
市内線路設備																		
市外線路設備																		
土木設備																		
海底線設備																		
建物																		
構築物																		
機械及び装置																		
車両及び船舶																		
工具、器具及び備品																		
休止設備																		
土地																		
リース資産																		
建設仮勘定																		
有形固定資産合計																		
無形固定資産																		
海底線使用権																		
衛星利用権																		
施設利用権																		
ソフトウェア																		
のれん																		
特許権																		
借地権																		
リース資産																		
その他無形固定資産																		
無形固定資産合計																		
電気通信事業固定資産合計																		

注１　「音声伝送役務」の欄には、携帯電話に係るもののみを記載すること。

２　「データ伝送役務」の欄には、携帯電話及びＢＷＡに係るもののみを記載すること。

３　「データ伝送役務」の欄は、携帯電話、ＢＷＡ等の区分の別に従い、レートベースの算定を分ける場合にあつては、当該区分ごとに分割すること。

様式第17の４の７（第23条の９の３関係）

機能別運転資本計算表（レートベースの運転資本の算定）

	音声伝送交換機能に係る運転資本の額	データ伝送交換機能に係る運転資本の額	ＭＮＰ転送機能に係る運転資本の額	ＳＭＳ伝送交換機能に係る運転資本の額
運転資本（年額）				
営業費				
—）減価償却費				
—）固定資産除却費				
—）租税公課				
小計				
接続料の収納までの平均的な期間				
運転資本（期間額）				

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第２号に掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同条第３号に掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同条第４号に掲げる機能をいう。

２　「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式17の４の２表１（音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

３　「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式17の４の２表２（データ交換伝送機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。

４　「ＭＮＰ転送機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式17の４の２表１（音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「ＭＮＰ転送機能」の該当する欄の値を記載すること。

５　「ＳＭＳ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式17の４の２表１（音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「ＳＭＳ伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。